

## <番号制度ヒヤリハット事例集>

マイナンバー（個人番号）を取り扱う様々な場面で発生しやすいヒヤリハット事例を紹介します。

8 職員のマイナンバー（個人番号）を収集し、表計算ソフトで管理をしている。源泉徴収関係作業を行うため、職員番号順に並んでいたものを、居住地（市区町村）ごとに並べ替えようとしたところ、マイナンバー（個人番号）の欄を並べ替えの範囲に含めずに並べ替えを行おうとした。

- ✓ 表計算ソフトを使用して管理している特定個人情報について、データの並べ替えや削除等を行う場合、適切な範囲が指定されているか、作業実行前に確認しましょう。
- ✓ 表計算ソフトで管理しているデータ（住所やメールアドレス等）を使用して、マイナンバー（個人番号）が記載された書類等を送付などする場合は、並べ替え等の作業を行う前のデータと照合するなどの確認をしましょう。

マイナンバー（個人番号）の列が範囲選択されていません。

	A	B	C
1	従業員名簿		
2	氏名	生年月日	住所
3	〇〇 〇〇	.....	.....
4	×× ××	.....	.....
5	△△ △△	.....	.....
6	■■ ■■	.....	.....
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

マイナンバー（個人番号）の列を並べ替えの範囲に含めていないので、このまま並べ替えを行うと、各従業員の氏名とマイナンバーが対応しなくなってしまいます。

7 取引先に商品を届けようと外出する際に、併せて本社へ社員のマイナンバー（個人番号）が記入された書類を提出しようと持ち出したところ、取引先にその書類を置き忘れそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）が記載された書類などを外部に持ち出す際には、持ち出す際の手続きを社内で定めておきましょう。
- ✓ 外部に持ち出す場合は、かばんに入れるなどの必要な措置を講じた上で、その書類の提出先以外の場所に立ち寄らないようにしましょう。
- ✓ 電車で移動する場合は、書類を入れたかばんを網棚など目の届かない場所に置かない、自動車で持ち出す場合は、ダッシュボードの中など外から目につかない場所に置く等、盗難に遭わない配慮が必要です。

6 個人番号取扱担当者宛の書留郵便が配達されてきたが、事務室には自分だけしかいなかったため、担当者の代わりに受領したが、その書類を担当者に引き継ぐことを忘れそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）が記載された書類などが封入されていることが推測される郵便物等の取扱いについて、取扱規程などで、具体的な取扱方法を定めておきましょう。
- ✓ 代わりに受領した場合には、担当者の机の上に置くことなどは控え、担当者とあらかじめ保管場所を決めておくことや社内で定められた取扱方法に従って、取り扱うようにしましょう。

5 マイナンバー（個人番号）が記入された書類を施錠できるキャビネットに保管していたが、書類を整理せずに積み重ねていたため、年度末の文書廃棄の際、廃棄する書類と一緒に捨ててしまいそうになった。

- ✓ 厳重に保管しなければならない書類は、個別にファイリングし、表題を付けるなど一目で分かるように保管しましょう。
- ✓ 保管していた書類を持ち出したり、廃棄したりする場合は、無関係な書類や廃棄できない書類が混ざっていないか確認しましょう。

4 財布を紛失し、拾得物カウンターに遺失物届を出す際、財布の内容物を確認され、マイナンバー（個人番号）の通知カードが入っていたため、遺失物として「通知カード」と記載し、併せてマイナンバー（個人番号）を記載しそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）の通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）を紛失したことを届ける際は、警察への届出を含め、マイナンバー（個人番号）は記載しないようにしましょう。  
なお、通知カード等を紛失等した際には、住民票のある市区町村やマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

3 人事異動があったので「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示しようとしたところ、誤って同じフォルダーに保存していた「個人番号管理簿」を掲示しそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）を管理するファイルは、他の人事管理ファイル等とは別のフォルダーに保存する方が安全です。
- ✓ インターネット上のホームページで公表する場合だけでなく、社内の電子掲示板などにお知らせなどを掲示する場合も、公表等する資料に表計算ソフトの不要なシートや非表示部分など、開示できないものが含まれていないかよく確認しましょう。

E列が非表示になっているので、閲覧させてよいデータかどうか確認が必要です。

	A	B	C	D	F	G
1	従業員名簿					
2	氏名	生年月日	住所	電話番号	メールアドレス	
3	〇〇 〇〇	.....	.....	.....	.....	
4	×× ××	.....	.....	.....	.....	
5	△△ △△	.....	.....	.....	.....	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

このシートは、マイナンバー（個人番号）が含まれているので、社内掲示板等に掲載する場合は削除する必要があります。

従業員名簿 | 番号管理簿 | +

2 個人ローンの申込みのため、金融機関から住民票(写)の提出を求められ、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票(写)の交付を申し込んでしまった。

- ✓ マイナンバー(個人番号)が必要ない場合は、マイナンバー(個人番号)が記載されない書類を希望しましょう。  
市役所等の窓口でマイナンバー(個人番号)の記載の有無をよく確認しましょう。
- ✓ もし個人番号が記載された住民票(写)を受け取ってしまったときに、金融機関等に提出する場合は、個人番号部分をマスキングしましょう。

(住民票(写)の見本)

発行する自治体によって、住民票(写)の様式は異なりますので、ご注意ください。

住民票 ○○県○○市

住所	○○県○○市××町△番△号		世帯主	番号 太郎		
氏名	番号 太郎	生年月日	性別	続柄	住民となった年月日	住所を定めた年月日
		昭和50年 1月 1日	男	世帯主	平26. 4. 1	平26. 5. 1 転居 平26. 5. 1 届出
1 本籍	○○県○○市××町△番△号			筆頭者	番号 太郎	
前住所	○○県○○市□□町△番△号			住民票コード	略写省略	
転出				個人番号	略写省略	

「個人番号」欄に記載されているのが、マイナンバーです。

(源泉徴収票の見本)

※ 平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへのマイナンバー（個人番号）の記載は行わないこととされました。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">                 (受給者) 個人番号                  (収得者) 氏名                  氏 (フリガナ)             </div>											
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収票								
控除対象配偶者	配偶者特別控除額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	15歳未満親族の数 (本人を含まず)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除					
(概要) 掲載時点におけるイメージです。確定式ではありません。												
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除									
(控除) 個人番号 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名												
(扶養親族) 個人番号 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名												
(受給者) 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名												

「個人番号」欄に記載されているのがマイナンバーです。

**得の源泉徴収票**

(受給者番号)	
(個人番号)	
(収得者)	
氏 (フリガナ)	
名	

「個人番号」欄に記載されているのがマイナンバーです。

控除対象配偶者	個人番号	氏名	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期障害保険料の金額
扶養親族	1	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	2	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	3	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	4	個人番号	氏名	個人番号	氏名

1 住民票（写）の「個人番号」欄に記載されている番号が、マイナンバー（個人番号）であることを知らずに、住宅ローンの申込みのために金融機関に提出しようとした。

- ✓ 住民票（写）等の公的書類に記載されている「個人番号」は、マイナンバーですので気を付けましょう。